

店頭外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的等)

店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」という）は、セントラル短資FX株式会社（以下、「当社」という）とお客さまの間で行う店頭外国為替証拠金取引の権利義務関係および両者がともに従うべき条件を定めるものです。

お客さまと当社は、別途定める「店頭外国為替証拠金取引説明書」、商品別の「取引規定」および「取引要綱」（以下、「取引規定等」という）に記載されている取扱通貨ペア、証拠金率等に基づいて取引するものとします。

お客さまには、金融商品取引法（以下、「金商法」という）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、とくに「店頭外国為替証拠金取引」の特徴、仕組み等を十分にご理解いただいたうえで、ご自身の判断と責任において取引していただきます。

当社による情報サービスは、お客さまの投資判断に当たって参考となる情報の提供を唯一の目的としており、断定的な判断の提供や特定の金融商品の売買等の勧誘を目的とはしていません。当社および情報提供者は、情報の正確性、完全性、適時性等を一切保証するものではなく、情報の内容を予告なく変更する場合があります。

本約款に定めのない事項については、取引規定等、法令・諸規則等に従います。

第1条（取引口座）

お客さまは、取引を行うに際し、店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「取引口座」という）を開設するものとします。取引口座の開設にあたり、法令等を遵守するとともに、本約款の内容を承諾し、これを証するため、別途店頭外国為替証拠金取引に関する口座設定確認書を差し入れるものとします。

2. 取引口座では、お客さまの取引証拠金を取引規定等に定める証拠金率等に従い管理します。
3. 取引証拠金のお客さまへの支払は、原則としてお客さまの個別指示によってのみ行います。ただし、本約款に別段の定めがある場合を除きます。
4. 取引口座は、各商品について原則一名義一口座設定します。
5. お客さまは、次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、取引口座の開設を当社に申し込むことができます。

- (1) 取引口座の開設を申し込む前に、本約款、取引規定等、「書面の電磁的方法による交付等に係る規定」、「お客さまの個人情報のお取り扱いについて」および必要関係書類を熟読し、各商品の取引の仕組みや取引に伴うリスク、元本が保証されず預託した証拠金以上の損失を被る可能性があること等を十分に理解したうえで、これらに同意・承諾すること。
- (2) お客さまが自然人（個人）の場合には、取引口座の開設申込時に未成年者または満80歳以上でなく、資力（余裕資金）が10万円以上あること。
- (3) 個人のお客さまが外国籍の場合には、国内に住所を有し、第15条第1項で定める確認に必要な本人確認書類として、自身が保有する在留カードまたは特別永住者証明書のいずれかの写しを提出すること。当社が同書類を受理した段階で、同書類の有効期間満了日まで6か月以上あり、在留カードの場合には、同カードに記載された在留期間満了日まで6か月

以上あることも合わせて確認できること。

(4) お客さまが法人の場合には、次の基準を満たしていること。

イ. 資本金が 100 万円以上

ロ. 業歴が 1 年以上

ハ. 所在地が日本国内であること

ニ. 資力（余裕資金）が 100 万円以上で財務状況に問題がないこと

ホ. 取引担当者の経験および法人としての取引管理態勢の整備状況に問題がないこと

ヘ. その他口座の開設を認めるうえで適切でないこと認められる事由が存在しないこと

(5) お客さまが法人の場合には、口座開設申込書、法人口座確認書、実質的支配者に関する申告用紙、特定取引を行う者の新規届出書、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書、発行から 6 か月以内の原本）、法人の印鑑証明書（発行から 6 か月以内の原本）、取引担当者の本人確認書類、法人番号通知書の写し、最新の財務諸表等その他法人の業務内容等の確認に必要な書類を郵送で提出すること。

6. 当社は、前項の要件がすべて満たされていることを確認した場合に限り、お客さまの取引口座開設の申し込みを受け付けた後、第 15 条で定める本人確認ができたものについて、口座開設の可否を審査します。当社は、審査にあたり、金商法、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）および経済制裁関係法令ならびに金融先物取引業協会規則等の適用法令および諸規則を踏まえ、お客さまの知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的等の適合性や適法性などを確認します。必要に応じて、その裏づけとなる資料などのご提出をお客さまにお願いすることもあります。審査内容は、取引口座開設の可否にかかわらず、一切開示しません。
7. 取引口座の開設後も、前項の観点も踏まえ、お客さまの取引口座開設時の情報等を継続的に確認させていただきます。必要に応じて、その裏づけとなる資料など（お客さまが法人の場合には、最新の商業登記簿謄本、財務諸表等）のご提出をお客さまにお願いすることもあります。
8. 取引口座の開設後、お客さまの年齢が満 80 歳に達して以降、当社は定期的にお客さまご本人に直接、次の項目を確認させていただきます。
- (1) 取引継続の意思があること
 - (2) お客さまご本人が取引されていること
 - (3) リスクに対する理解が十分であること
 - (4) 登録されている情報の変更の有無
 - (5) その他当社が確認を要すると判断した事項

第 2 条（最終決済）

お客さまが当社と行う取引は、銀行間市場の慣行に準じ、決済日を取引約定日の原則 2 営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）としますが、通貨ペアによって取引約定日から決済日までの間隔が異なる場合があるため、詳細は取引規定等の定めに従います。また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところに従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理は、次の定めに従って行います。

- (1) 「差金決済」による最終決済は、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済日、売買同額取引の売買を相殺した決済通貨の額を取引口座に記帳することで処理します。

- (2) 「受渡決済」による最終決済は、約定代金の総額をお客さまと受渡すことで処理します。当社は、お客さまが支払通貨価額を取引口座へ入金されたのを確認した後、その対価を当該口座に振込みます。受渡決済の注文後は、いかなる場合にも取消することはできません。また、お客さまの支払が遅延したことで当社に費用が生じた場合には、お客さまはその費用を負担し、当社の請求に応じて都度お支払いいただきます。ただし、当社の故意または重過失による場合を除きます。
- (3) 最終決済の指定は、原則として決済日より2営業日前の当社取引終了までに行ってください。決済日は、金融機関の休日および／または米国東部の銀行休日を勘案し、当社の裁量で決定します。
- (4) お客さまから最終決済の指定のない取引については、当社は第3条に則り決済日の更新を行います。

第3条（決済日・ロールオーバー）

最終決済の指定のない取引については、お客さまの計算において決済日とその翌営業日に更新するための手続き（以下「ロールオーバー取引」という）を当社の裁量で行います。

2. ロールオーバー取引には、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が指定するレートを適用します。
3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日）の前営業日（ただし、米ドル／カナダの場合は、当初取引の決済日（当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日））とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益（ロールオーバー損益）は、決済日ごとに、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算します。
4. 前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済地での銀行休日および／または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更される場合があり、その場合にはロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条（売買注文の受付およびシステム使用）

インターネット取引システム等（以下、「取引システム」という）を利用する場合は、お客さまが入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理する両者の組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが当社の管理する両者の組み合わせと一致し、かつ当社が指定する方法で本人確認ができた場合に限り、お客さまは注文を行えます。

2. お客さまの注文は、取引システムでは、当社がその入力内容を受信した時点で注文を受け付けたものとし、電話の場合は、当社がお客さまの発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文を受け付けたものとし、
3. お客さまの手違いにより約定した注文について、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅かつ明白に乖離したレート（以下、「異常レート」という）と判断した場合、その他当社が必要と判断した場合には、お客さまに事前に通知することなく、当社の合理的な裁量に基づいて当該異常レートでのお客さまの注文の執行・約定を行わないほか、本来あるべき約定値への訂正や約定した取引の取消ができるものとなります。

5. お客様のユーザーID、パスワードおよび取引口座はお客様自身に限り使うことができ、お客様は第三者に貸与または譲渡できません。お客様がこれらを第三者に貸与または譲渡された場合、または不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩したこと等により第三者が注文または指示を行った場合には、当社は、その注文または指示が第三者の行為であると知っていた場合を除き、これをお客様自身による注文または指示として扱うこととし、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負います。
6. 取引システムを利用するための機器または回線等は、あらかじめお客様の責任において準備し、お客様は、取引システムの全体または一部分をコピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブル、または変更しないものとします。

第5条（注文の指示）

注文にあたっては、次の項目を必要に応じお客様が指示するものとします。

- (1) 通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 新規・決済の別
- (4) 注文数量
- (5) 注文の種類および関連する事項
- (6) 注文レート
- (7) 注文の有効期限
- (8) その他お客様の指示によることとされている事項

第6条（注文の受付）

注文の受付は、当社が取引規定等に定める時間内に行います。

2. 当社は、経済情勢や市場慣行の変化等に鑑み、前項に係る時間を原則として通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。詳細は取引規定等で定め、変更する場合は第28条に準じてお客様宛に通知します。
3. 当社は、市場環境の急変等により、営業時間内であってもお客様の注文の一部または全部の受付、約定、変更を停止することがあります。

第7条（日付処理）

成立した取引の約定日は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日とします。

2. 前項に規定する約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後5:00から翌日の米国東部時間午後5:00までを1日として処理します。ただし、月曜日は東京時間午前7:00以降の約定が同日の約定となります。
3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係でお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることに、お客様は予め同意するものとします。

第8条（取引証拠金の取扱い）

取引証拠金の取扱いは、第1条および第9条、ならびに取引規定等によるほか、次の定めに従います。

- (1) お客様からお預かりする取引証拠金に、利息は付きません。
- (2) お客様は、当社の定める方法により、取引口座に取引証拠金を預託するものとします。

- (3) 当社は、金商法第 37 条の 5 に則り、取引証拠金の受領に係る書面を発行し、当社の定める方法でお客さまに交付します。
- (4) 取引口座への取引証拠金の入金、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行います。取引証拠金として受入可能な通貨は、取引規定等に定める日本円または外貨とします。
- (5) 取引口座からの取引証拠金の出金は、お客さまがあらかじめ指定した金融機関口座への送金振込により行います。お客さまへの送金振込は、原則として、取引規定等に定める期間内に行います。お客さまが送金受取口座として指定できるのは、日本国内に開設された金融機関口座に限り、通貨ごとに 1 口座まで指定できます。なお、当社は、銀行法第 15 条第 1 項に規定された休日には出金に係る手続きを行いません。
- (6) お客さまの取引口座において発生した債務に対し不足金が生じた場合、その債務の弁済は、お客さまが当社に有する他のいずれの口座からも充当できます。

第 9 条（証拠金率）

お客さまは、当社が取引規定等に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取引証拠金として取引に先立ち当社に預託するものとします。

2. お客さまは、第 2 条第 1 項第 4 号に定める「最終決済の指定のない取引」につき、当社が取引規定等に定める証拠金率により計算した維持証拠金以上の金額を取引証拠金として預託するものとします。
3. 両建取引における証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して算出します。
4. 当社は、経済情勢の変化等に伴い、その裁量により証拠金率を変更でき、これを変更したときは、第 2 条第 1 項第 4 号で規定する最終決済の指定のない建玉の証拠金に対しても、原則として即時に変更後の証拠金率を適用できるものとします。

第 10 条（建玉の保有制限）

お客さまの建玉の保有は、取引規定等に定める額の範囲内とします。

第 11 条（取引報告書等の交付）

日次または月次の取引報告書および残高報告書を、取引の約定日および決済日ならびにお客さまが預託した現金の額が変動した日付または毎月の最終営業日に係る日付で交付します。

2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示するにあたっては、当社の指定するレートを用います。ただし、米国の祝日等の場合には、当社の裁量により、合理的な数値を換算レートとして用います。
3. 取引報告書および残高報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、項目や様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。
4. 当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認ください。とくに第 1 項に定める日次の取引報告書および残高報告書については、その報告書の対象となる営業日の翌営業日までに当社に照会または異議の申し立て等がない場合には、その内容をお客さまがご了承したものとみなします。

第 12 条（取引条件の変更）

天変地異、戦争、政変、同盟罷業、外貨事情・市場の急変等やむを得ないと認められる事由によ

り当社が個別の取引条件に関し合理的な変更を行った場合には、お客さまはその措置に従うものとしします。

第13条（諸料金等）

お客さまは、当社に対し、取引規定等に定める手数料を支払うものとしします。手数料は当社の裁量で随時変更でき、変更がある場合には第28条に準じてお客さま宛に通知します。

2. お客さまが負担すべき公租公課、その他の賦課金および当社所定の手数料を当社が代わりに負担する場合には、当社がその請求をお客さまに行い次第、当社の定める期限および方法によりお支払いください。
3. 前項に関わらず、当社がお客さまの指示により例外的な取扱いを行った場合には、当該お客さまは当社が要した費用を負担するものとしします。

第14条（期限の利益の喪失）

お客さまにおいて以下のいずれかの事由が生じた場合には、当社から通知、催告等がなくとも当社に対する債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとしします。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問いません。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客さまの取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が發送されたとき。
- (4) お客さまの取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 心身機能の重度な低下により、取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
- (8) 住所変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由によって、お客さまの所在が不明となったとき。

第15条（本人確認）

取引口座の開設にあたっては、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令に定める方法により本人確認を行います。

2. 取引口座の開設後、前項に基づく本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合には、当社はお客さまに対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求します。この提出がなされない場合には、当社はその裁量により当該お客さまの取引を制限することがあります。
3. お客さま（法人の場合、実質的支配者）は、犯罪収益移転防止法に規定される外国 PEPs（重要な公的地位を有する者：Politically Exposed Persons）に該当しないことを表明するものとしします。該当する場合または該当することとなった場合には、当社に速やかに申し出るものとしします。

第16条（解約）

お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は本約款に基づく契約を解約できるものとしします。

- (1) お客さまが当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、または当社が合理的理由に

よりお客さまに対しお客さまとの取引の解約を申し出たとき。

- (2) 第 32 条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき。
- (3) 第 1 条第 8 項における確認が当社の定める期日までに完了しないとき、または当社が確認できないと合理的に判断したとき。

2. お客さまが、次の各号のいずれかに該当する場合、または第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約を解約できるものとします。

- (1) 取引口座の名義人が存在しないことが明らかとなったとき、または取引口座の名義人の意思によらず取引口座が開設されたことが明らかとなったとき。
- (2) 取引口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または取引口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき。
- (3) お客さまの取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 第 15 条第 2 項に基づき、当社がお客さまに再度の本人確認書類の提出を求めたにも拘わらず、その提出がなされないとき（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所に発送した当該書類提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、またはお届けの電話番号等に連絡が取れない場合等を含みます）。
- (5) お客さまの当社に対する債務または当社以外の第三者に対する一切の債務について、一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) お客さまの当社に対する債務または当社以外の第三者に対する債務について差し入れている担保の目的物について、差押または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合も含みます。
- (7) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。
- (8) お客さまが次のいずれかに該当したと当社が合理的に判断したとき。
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員
 - ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ヘ. 上記に準ずる反社会的勢力であると当社が認める者
- (9) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他のこれらに類する行為・言動をしたとき。
- (10) お客さまが当社の提供する取引システム（プログラム等を含む）または取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および取引規定等で

- 当社が想定している以外の方法を用いたと当社が合理的に判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が合理的に判断したとき。
- (11) お客様が、当社のウェブサイト、取引システム等に何らかの負荷を与える等、当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が合理的に判断したとき。
 - (12) 方法の如何にかかわらず、お客様の注文が市場もしくは当社の公正な価格形成、他のお客様の取引、当社のカバー取引、または当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が合理的に判断したとき。
 - (13) お客様による当社との取引にかかる価格等の情報の取得方法または利用方法が不適切であると当社が合理的に判断したとき。
 - (14) お客様が本約款または取引規定等に違反したと当社が合理的に判断したとき。
 - (15) お客様（法人の場合は、実質の支配者）が外国 PEPs（重要な公的地位を有する者：Politically Exposed Persons）に該当したとき、または該当することとなったと当社が合理的に判断したとき。
 - (16) お客様が取引口座を利用して当社との取引と関係がない入出金を繰り返し行っていると当社が合理的に判断したとき。
 - (17) お客様の取引口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められたとき。
 - (18) 第1条第7項の継続的確認において、取引口座開設時の要件を著しく欠くなど、取引継続に不相当であると当社が合理的に判断したとき。
 - (19) 第1条第7項に基づき、当社がお客様に必要な資料の提出を求めたにもかかわらず、その提出がなされないとき（当社が定める期日までに当社がお客様からの連絡を受領しない場合、お客様お届けの住所に発送した当該書類提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、またはお届けの電話番号等に連絡が取れない場合等を含みます）。
 - (20) 前各号の他、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると当社が合理的に判断したとき。

第17条（当社による清算）

第16条の事由により解約となる場合は、次の各号の定めに従い、当社とお客様の契約は解除されるものとします。

- (1) お客様が第16条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合、当社はお客さまに事前に通知することなく当社の裁量でお客様が当社との間で行っているすべての取引につきお客様の計算において最終決済を行うことについて、お客様は異議を述べないものとします。
- (2) 前号の最終決済を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとします。
- (3) 解約時においてお客様の注文に係る未決済勘定が残存する場合、またはお客様に本約款に基づく当社に対する債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有します。

- (4) 前号の場合において、取引口座に残高があるときの処理方法・処理の時期は、当社の裁量によります。
- (5) 前号に基づく処理をした場合に、当社が要した費用はお客様の負担とし、その清算は、当社は予めお客様に通知することなく、当社がお客様に支払うべき債務残高からの差引により清算することができます。

第18条（強制ロスカット・強制充当）

お客様の取引口座が債務超過となったとき、または債務超過に陥る危険が高いと判断される場合には、当社はおお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客様の未決済建玉の全部をおお客様の計算において最終決済し（以下、「強制ロスカット」という）、またはその時点において未だ約定していないお客様の注文の全部を当社の裁量により取り消すことができ、お客様はこれに異議を述べることはできません。こうした最終決済の結果、お客様に当社に対する債務が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとしします。

2. 強制ロスカットの発動条件は、取引規定等に定めます。
3. 相場変動により、強制ロスカットの発動条件が実勢水準から大きく乖離するとお客様にとって不利な価格で約定する場合があることにお客様は異議を述べないものとしします。
4. お客様の取引口座の口座資産が取引規定等に定める水準まで減少したときには、当社はおお客様の債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金は円貨を基準に清算できるものとしします（以下、「強制充当」という）。
5. 強制充当を行った結果、お客様に当社に対する債務が生じた場合には、お客様は当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとしします。

第19条（差引計算）

第14条または第16条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によりお客様が当社に対する債務を履行しなければならなくなった場合には、当社はおお客様の債務とおお客様が当社に対して有する債権を、その履行期限にかかわらず相殺できます。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当できます。
3. 前項によって差引計算をする場合には、債権債務の利息、遅延損害金等の計算は、第21条に準じます。差引計算を行う際に、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する換算レートは、当社指定の換算レートを適用します。

第20条（取引証拠金等の処分）

お客様が本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金等はすべて、お客様が当社に対して負担する全債務を共通に担保するものとしします。

2. お客様が当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客様の取引証拠金等は、商品種類、取引口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分でき、第19条に準じて取り扱われることにお客様は異議を述べないものとしします。
3. お客様の当社に対する債務の弁済または第19条による差引計算を行う場合には、当社の担保物の処分価額がおお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により担保物を充当でき、かかる充当を行った後、お客様は当社に対する残債の支払義務

を負います。

第 21 条（遅延損害金の支払）

お客さまが当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客さまは当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日（当該日を含む）まで、当社の定める利率および計算方法による遅延損害金を支払うものとします。

第 22 条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができません。

第 23 条（報告）

第 14 条第 1 項各号（第 6 号および第 8 号を除く）および第 16 条第 2 項第 6 号のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまは当社に対し、直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

第 24 条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または金融機関口座その他の事項に変更があった場合には、お客さまは当社に対し、直ちに当社所定の方法でその旨の届出を行うものとします。

第 25 条（監督官庁等への報告）

お客さまは、当社が法令等に基づき、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの取引内容等を当社が政府機関等宛てに報告することに異議を述べることはできません。また、お客さまは当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務を負います。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関し、お客さまに発生した費用、およびお客さまに発生した一切の損害について、当社は免責されます。

第 26 条（免責事項）

次の各号に掲げる事由によりお客さまが被った損害または損失について、当社は免責されます。

- (1) 第 12 条に定める事由により取引の執行、現物の受渡、金銭の授受、預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2) 外国為替市場の閉鎖・休場規則の変更等の事由により当社が注文に応じ得なかったことにより生じた損害。
- (3) 国内の休日または当社の取引時間外であるためにお客さまの注文に当社が応じ得なかったことにより生じた損害。
- (4) 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬もしくは遅延等、お客さまのコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障もしくは誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障もしくは誤作動、通信回線のトラブル等、取引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害もしくは損失または当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害もしくは損失。
- (5) 通信回線および通信機器、システム機器等の瑕疵または障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第

- 三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害または損失。ただし、当社の故意または重過失に起因する損害または損失を除く。
- (6) 当社の推奨環境ではない状態で取引を行ったことにより生じた損害または損失。
 - (7) 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害または損失。ただし、当社の故意または重過失に起因する損害または損失を除く。
 - (8) お客さまの誤発注、誤操作により生じた損害または損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因するものも含まれます。
 - (9) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害。
 - (10) 第4条第5項に該当する場合に生じた損害または損失。電話取引の場合において、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが、当社が管理する両者の組み合わせと一致し、かつ当社所定の本人確認ができたことにより行われた取引から生じた損害または損失。
 - (11) 当社は、当社または第三者が提供するマーケット・外国為替レートの状況または予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社または第三者から提供されるこれらの情報または分析に依拠した結果被った損害または損失。
 - (12) その他、当社の故意または重過失に起因しない損害または損失。

第27条（損害賠償の制限）

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、当社はお客さまの得べかりし利益を補填する義務を原則として負いません。ただし、当社に故意または重過失があり、法令により当社が損害賠償責任を負うものについては、この限りではありません。

第28条（取引条件変更の通知）

取引規定等において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等でその内容を通知します。

第29条（取引サービス中止および廃止）

やむを得ない事情がある場合、第28条および第30条の定めによる公示およびお客さまに対する事前の通知により当社は、サービスの全部または一部の提供を中止または廃止することができ、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。

- 2. お客さまは、当該中止・廃止日までにお客さまが自身の取引を最終決済しない場合には、当社の裁量でお客さまの計算において最終決済することをあらかじめ了承するものとします。

第30条（通知および書類送付）

当社がお客さまに取引に係る通知を行う場合、またはお客さまに対して取引報告書等の書類を送付する場合には、当社の選択により、お客さまがあらかじめ届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知し、または書類もしくは電子情報を送付できるものとします。

- 2. お客さまに通知または送付した書類もしくは電子情報が、お客さまの連絡先に係る届出の不備、

お客さまの不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当該通知、書類もしくは電子情報は通常到達すべきときに到達したものと扱います。

第31条（クーリングオフ制度）

お客さまは、取引を行うにあたり、本約款および取引規定等の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出してください。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断により取引を行うものであることを確認し、取引の性格上クーリングオフはできないものとします。また、お客さまはこれに対し異議を述べないものとします。

第32条（本約款の変更）

当社は、次の場合に当社の裁量により本約款を変更できます。

（1）本約款の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。

（2）本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は、前項に基づく本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の2週間前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://www.central-tanshifx.com>）に掲示し、またはお客さまに電子メールで通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降にお客さまが当社との取引を行ったときは、お客さまは、本約款の変更に同意したものとみなします。

第33条（取引規定等）

本約款と取引規定等との内容が異なる場合には、取引規定等の内容が優先するものとします。

第34条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項が無効または違法となった場合でも、その無効または違法は本約款の他の条項に影響せず、本約款の他の条項はすべて全面的に有効であるものとします。

第35条（適用法）

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

第36条（合意管轄）

お客さまと当社の取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発効日 2002年 4月 1日
改定日 2004年 4月 19日
改定日 2006年 2月 20日
改定日 2007年 9月 30日
改定日 2007年 12月 3日
改定日 2008年 8月 11日
改定日 2009年 3月 16日
改定日 2010年 7月 26日
改定日 2012年 4月 2日

改定日 2012年10月1日
改定日 2012年11月5日
改定日 2013年1月21日
改定日 2014年12月15日
改定日 2016年9月20日
改定日 2017年4月3日
改定日 2017年6月26日
改定日 2017年9月25日
改定日 2019年5月27日
改定日 2019年9月30日